

1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 公告の掲示場所

西部方面会計隊HP (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、陸上自衛隊竹松駐屯地、陸上自衛隊大村駐屯地、陸上自衛隊相浦駐屯地

3 保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除とするが、落札者が契約を結ばない場合、入札金額の100分の5以上、契約者がその契約上の義務を履行しない場合、契約金額の100分の10以上の額をそれぞれ違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

- (1) 競争参加の資格のない者の入札
- (2) 電信・電話・FAXによる入札
- (3) 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- (4) その他、入札に関する条項に違反した入札

6 落札決定方法

- (1) 総品目総額（税抜）とし、総品目総額が当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、予定価格に比べて入札金額が不当に低い等の場合、最低価格入札者を落札者としないことがある。
- (2) 入札の結果、予定価格に達しない場合、再度入札を実施する。

7 契約書の作成

落札決定後、速やか作成する。

8 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和3・4・5年度防衛省競争参加資格審査結果通知書の写しを2月27日（月）午後5時までに提出すること。
- (2) 入札を委任する場合、入札開始前までに委任状を提出すること。郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和5年2月27日（月）午後5時までに到着したものを有効とする。郵送後は契約班までその旨連絡すること。くじ引きにより落札者を決定する場合、当該入札に関係のない職員がこれを代行する。
- (3) 入札開始から終了までの間は、契約担当官が特に必要とみなす場合を除き、退室及び電話等連絡を認めない。

9 入札等に関する問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項：第363会計隊竹松派遣隊 契約班 松永
電話番号（0957）52-3141（内345）
- (2) 仕様書に関する問い合わせ先：竹松駐屯地業務隊管理科 営繕班 志手
電話番号（0957）52-3141（内線317）